

令和6年度～令和8年度 二条城清掃業務
委託契約業者選定に係る提案要領

1 目的

この要領は、令和6年度～令和8年度 二条城清掃業務の受託業者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 委託業務名称
令和6年度～令和8年度 二条城清掃業務
- (2) 委託期間
令和6年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 業者選定の方式
プロポーザル方式による総合評価を行い、参加業者の中から審査によって1者を選定する。
- (5) 委託上限額
金147,000千円(税込) / 年額上限 金49,000千円(税込)

3 参加資格

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 公募開始から契約の日の前日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (7) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、本市の市民税及び固定資産税、本市の水道料金及び下水道使用料(京都市内に事業所がある場合)について未納のない者であること。
- (8) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- (9) 役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (10) 日本国内で平成30年4月から令和5年12月末までの期間で、年間200万人以上の来場がある集客施設(世界遺産の施設、神社仏閣、城郭、テーマパーク、百貨店、空港等)における清掃業務の受託実績を有すること。ただし、令和2年度及び令和3年度の受託実績の場合は、年間100万人以上の来場がある集客施設の受託実績で可能とする。
- (11) 現場責任者は、応募事業者の組織に所属していること。
- (12) 品質マネジメントシステム(ISO 9001)を取得していること。

4 参加業者の受付・提案書の提出

(1) 提出資料（原本1部、写し7部の計8部ずつ）

- ア 参加申請書（第1号様式）
- イ 技術提案書（第2号様式）
- ウ 業務実施に関する調書（第3-1号様式、第3-2号様式）
- エ 見積書（第4号様式）
- オ 清掃現場責任者調書（第5号様式）
- カ 納税証明書
 - ・ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - ・ 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）
- キ 本市の水道料金・下水道使用料納付証明書（本市に事業所がある場合に限る。）
- ク 過去3年の事業年度の決算書類
 - 貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書、親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合）等
- ケ 3(10)(12)の参加資格を満たすことを証する資料

(2) 提出期限

参加申請書 令和6年2月1日（木）必着（持参の場合は午後5時まで）

技術提案書等 令和6年2月5日（月）必着（持参の場合は午後5時まで）

- ※ 仕様書等についての質問等がある場合は、下記担当に令和6年1月24日（水）正午（必着）までに、FAXで送付してください。回答については、令和6年1月30日（火）を目途に二条城のHP上で公表します。

(3) 提出先

京都市元離宮二条城事務所（担当：庶務係 誉田・川島）

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町5 4 1

TEL：075-841-0096 FAX：075-802-6181

- ※ 提出方法は、郵送、FAX又は持参とする。ただし、郵送とFAXの場合は当日必着、持参の場合は午後5時までとする。

(4) その他

当該プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、参加者負担とする。また、現地確認を行う場合は、事前に二条城事務所に連絡すること。

5 提出資料記載上の留意点

以下の留意点及びWEBサイト「京都市情報館」で公開する本「実施要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

(1) 技術提案書 第2号様式

技術提案書類の表紙として記入すること。

(2) 業務実施に関する調書 第3-1号様式、第3-2号様式

具体的に記入すること。

(3) 見積書 第4号様式

本業務の受託見積金額を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

見積金額は、令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年分の総見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）と、各年度の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記入すること。

各年度の見積金額は、年額上限の範囲内であれば、年度毎に額が異なっても問題ない。

(4) 清掃現場責任者調書第5号様式

現場責任者の氏名、職歴等について記入すること。

6 審査方法

(1) 以下の評価項目に基づき、応募事業者からの提出資料及び事業者に対するヒアリングにおいて、以下の項目についての審査・選定を行う。

予定面接日： 令和6年2月上旬～中旬

場 所： 元離宮二条城 大休憩所 レクチャールーム

内 容： 本委託に関し、提案内容に基づいて質疑を行う。

なお、1業者当たり、20分以内のプレゼンテーション、その後、15分程度、本市から質問を行うこととする。

※面接日等について変更となる場合は別途、連絡する。

| 評価項目 | 評価事項 |
|----------------|--|
| ①基本方針 | ・本業務に対する基本方針（清掃員の資質確保・向上、清掃員採用の条件を含む） |
| ②現場管理体制 | ・現場責任者の管理体制 ・スタッフの効率的な配置 ・勤務不良スタッフへの対応 |
| ③来城者サービスの向上 | ・来城者サービスやおもてなし向上に向けた具体的な内容 ・緊急時の対応 ・意見や苦情への対応及び連絡方法 |
| ④ユニフォームの提案 | ・清潔感があり、色等が二条城に合ったユニフォームの提案 |
| ⑤研修体制 | ・人材育成と業務の質の向上 ・その他独自の研修プログラム |
| ⑥国宝建造物に対する清掃方法 | ・国宝・二の丸御殿と重要文化財・本丸御殿を美しく保つための清掃方法の追加提案 |
| ⑦トイレ清掃方法・回数 | ・トイレを常に清潔に保つための清掃方法の追加提案（臭い対策も含む） ・各トイレ（事務所除く）の清掃回数を仕様書で指定する回数から増やしているか |
| ⑧防鼠・防虫対策 | ・防鼠・防虫対策の提案が優れているか |
| ⑨清掃員の能力 | ・現場責任者の資質、能力 ・現場責任者の同種又は類似の業務に携わった実績 |
| ⑩受託実績 | ・同種又は類似の受託実績件数 |
| ⑪その他 | ・市内に本社があること |
| ⑫見積金額 | ・上限金額からの削減 |

(2) ヒアリング審査では、本業務を受託した場合に現場責任者として常駐配置を予定している清掃員への質疑を行うことから、現場責任者予定者を必ず出席させること。本業務受託後、本市の同意を得ずに、その者を現場責任者として配置しない場合、業務不履行と見なす場合があるため、留意すること。

(3) 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(4) 配点については、以下のとおりとし、評価点は60点以上であることを選定の条件とする。

ア 清掃業務（90点満点）

イ 見積金額（10点満点）

- (5) 審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】（3名）

文化市民局 元離宮二条城事務所 所長
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財担当部長
文化市民局 元離宮二条城事務所 総務課長

- (6) 審査結果については令和6年2月下旬に、参加者全員に郵送により通知するとともに、参加者全員の社名及び評価点を、二条城のHP上で公表する。
(7) 審査結果についての異議は受け付けない。

7 委託予定先の選定

審査の結果、選定された候補者については、業務内容等の条件についての確認を行った後、「委託予定先」として位置づける。

正式な契約締結は、令和6年2月下旬に行う。

また、候補者と業務内容等の条件について、合意に達しない場合は、候補者に次いで評価の高かったものを候補者とする。

この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。

8 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 技術提案書に記載された見積金額が予定価格を超えた場合、各業務の清掃員が仕様書で指定する員数を下回った場合、及びヒアリング審査に現場責任者として配置を予定している清掃員を出席させない場合は、失格となる。
- (6) 参加資格確認書類又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (8) 包括的な業務の再委託を禁止する。例外として、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (9) 本業務の受託者となった場合、契約締結後、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書を提出すること。なお、一部の履行を第三者に委託した場合、当該再受託者も同報告書の提出が必要となるため留意すること。（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を参照。）
- (10) 契約締結後、当初予見できなかった事態の発生等により仕様の追加・変更が必要となった場合は、契約変更を行う。

9 提出及び問合せ先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541

元離宮二条城事務所 担当：庶務係（誉田、川島）

電話：075-841-0096 FAX：075-802-6181